

令和 6 年度外部評価指摘事項に係る改善・見直しの検討結果

資料 2- 2

NO	評価対象事業	所管部	指摘事項	回答	
				対応状況及び今後の方針	スケジュール
1	首都圏シティブロモート推進費	総)東京事務所	事業の目的である首都圏から札幌への移住や企業誘致の促進という観点から、現在の成果指標では当事業の取組によって得られる成果を説明し、また効果的な事業見直しを図る状況にはなっていないと考えられる。活動指標として、「つながりができた企業の数」や「イベント参加者数」、「SNS登録者数」などを把握していくことは重要であるが、それら取組の結果、実際にどのような成果に結びついたのかを把握していくことが重要と考えられる。例えば、当事業の取組により企業誘致を促進する部署と企業をつないだ数を把握する等、成果指標を適切に設定するとともに、SNSによる情報発信など個々の取組においても、その取組によってどのようなアクションにつながったのか、その効果の検証・分析を行い効果的な事業構築を進めること。	令和7年度より、成果指標に「東京事務所が面談を実施し本庁部署に情報提供した企業数」を追加し、首都圏シティブロモート活動によりつながった企業数に加えて、それらの企業を本庁部署と繋いだ数を把握するほか、SNSで発信する情報の閲覧者やイベント参加者についても、その規模や属性を把握し効果検証を行っている。	令和7年度より左記の対応を行っている。第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023の期間中（～令和9年度）は本対応を継続する見込み。
2	少年団体活動促進費	子)子ども育成部	事業の実施に当たっては長年にわたり同団体に対して相当の予算規模にて委託を実施しており、より高い透明性が求められるところである。現受託者を除いて当事業を実施できる事業者は存在しないか今一度検証を行うとともに、現在の特定随意契約以外の調達方法も含め、事業実施主体の選定の在り方について透明性・公正性を確保すること。 事業規模や実施内容の妥当性検証のため、経費使途の詳細を把握するなど事業の適正化や透明性確保に努めること。また、限られた予算で効率的に事業を実施しなければならないところ、利用者の費用負担についても検討すること。 事業の目指すべきところとして、参加した子供たちが地域に貢献するリーダーとして成長したか等、取り組みの成果を適切に把握し、事業の意義を市民へ説明できる状態にすること。	令和 6 年度行政評価委員会の指摘を受け、以下の点について対応していく。 ・ジュニアリーダー養成研修事業の透明性を確保するため、事業内容を精査したうえで再編し、一部事業について令和 9 年度からプロポーザルを導入する。 ・建物の老朽化が進み参加者が減少傾向にあった西岡青少年キャンプ場について、令和7年度末をもって廃止し、維持管理費を削減した。他にも研修内容等の見直しを行い、令和 8 年度の事業費全体としては令和7年度から14,000千円の減とした。利用者の費用負担は、令和 7 年度に見直して、研修受講時にかかるバス代を増額したほか、食費・材料費の全額を参加者負担として経費を適正化している。 ・現在行っている参加者へのアンケートのほか、ジュニアリーダー登録者に対しフォローアップ調査を実施する。また、ジュニアリーダー養成研修事業について、地域活動にジュニアリーダーが参画する「実践研修」を新規の研修として追加し、ジュニアリーダーの地域活動への興味・関心及び参加促進に努めていく。	R8.4～9 ・フォローアップ調査等の実施 R8.11～R9.3 ・R 9 年度事業のプロポーザル実施
3	U I J ターン就職移住支援費	経)産業振興部	移住支援金制度において、支給対象者の決定は先着順のため、募集開始から間もなく募集が打ち切られており、申請も事後的に行われている状態である。制度を先に知った者が有利に制度利用できる状態であり、公金で実施する事業としては公平性に欠ける状態となっており、また制度が存在することで札幌市への移住が促進されていると言い難い状況である。ついては、利用の意向のある方に広く制度利用の機会を提供し公平性を担保しながら、例えば、制度の趣旨に沿った申請に対して優先的に支援金を支給するというような、将来的な移住を促進する対象者選定の在り方を検討すること。 また、制度開始から 5 年経過していないため現状では制度利用者の厳密な定住率は測定できないところであるが、事業評価や不正利用防止の観点から、居住の実態に留意しつつ定住率を把握し検証を進めること。	移住支援金は国が構築した制度であり、国補助（負担割合：国1/2、道1/4、市1/4）を活用することから、「事前申請の受付」や「制度趣旨に沿った申請を優先する」という国の定める要綱に反する運用をおこなうことが出来ない。令和7年度の要綱改正では、補助単価を減額（単身：60万→30万、世帯：100万→60万、子の加算30万→10万。ただし、令和 7 年度からの市内転入者が適用）し、より多くの方へ移住支援金を交付できるようにした。 また、令和8年度の要綱改正により、テレワーク要件の廃止及び関係人口要件の拡充を行った。 テレワーク要件は、申請の大半を占め、申請時期も受付開始直後に集中していたことから早期受付停止の直接的な原因となっており、また、移住元の職を継続するため移住先における雇用創出を期待できないものであった。テレワーク要件の廃止により、通年での申請受付が可能となることから、申請希望者相互の公平性を担保できるようになった。 関係人口要件は、新たに「札幌U I ターン就職センター」を活用し就職した者も補助対象とした。これにより、移住を決めるインセンティブとなることが期待できる。 定住率の把握については、今後も継続して居住地調査を実施していく。	令和 7 年度から補助単価を減額し、補助件数の増加及び受付期間の延長を図った。 令和 8 年度も要綱を改正したため、要綱改正の効果を検証のうえ、今後の制度のあり方を検討していく。

令和 6 年度外部評価指摘事項に係る改善・見直しの検討結果

資料 2 - 2

NO	評価対象事業	所管部	指摘事項	回答	
				対応状況及び今後の方針	スケジュール
4	ローカルマッチプロジェクト事業費	経)産業振興部	本事業の実施により一定の成果が上がっていると評価できるが、現状では対象企業数が限定されている状態である。さらなる効果が見込まれるため、事業内容を見直し参加できる企業数を増やすなど、より支援の対象を拡大することを検討するとともに、企業に対しても制度の認知を広げ、偏りなく幅広い業種・業界の企業を支援できるよう、効果を最大限発揮できる事業構築を検討すること。	幅広い業種・業界のなかでも、特に介護や建設などの人手不足業界が採用に苦慮している現状を受け、これらの市内中小企業を支援していくことが必要であることから、本事業を令和7年度から「働き方改革・人材確保支援事業」へ発展的に統合し、当該事業で人手不足業界に対する求人情報の補助事業を展開している。事業統合により、ローカルマッチプロジェクト事業の対象企業よりも幅広（新卒採用を希望する企業に限らず）、かつ人手不足職種に特化した形となったことから、今後も効果的に支援を行っていく。	スクラップビルドの考え方のもと、「働き方改革・人材確保支援事業」へ統合。本事業を令和6年度で廃止した。
5	I T 人材確保育成費	経)経済戦略推進部	短期的な視点である、現在不足している市内IT人材への対応事業について、移り変わりの激しい業界であることを鑑み、その時点で求められるIT人材とはどのようなスキルを持った人を指すのか、その定義づけを常に意識しながら、人材の不足状況の把握も含め現状の分析・検証を行ったうえで効果的な事業構築を検討すること。 長期的な視点での小中学生へのアプローチについて、限られた予算状況等の中で効果的に成果を見出すことを検討しなければならないところ、IT人材育成をサポートする教育機関の充足度などの検証等も行いつつ、事業実施により対象者がIT人材へのキャリアを歩むことに主眼を置いたより実効性の高い事業構築を検討すること。 事業構築にあたっては、道外からの人材確保の観点では東京事務所や産業振興部、小中学生へのアプローチという観点では教育委員会など、関連する他部局との連携を十分に行い、効果が最大限発揮される手法を検討すること。	①現状の分析・検証について 市内IT企業がどのようなスキル・経歴を有する人材を求めており、それがどの程度不足しているのかを分析・検証するため、道内IT系業界団体と連携したアンケート調査を実施した。これに加え、随時市内IT企業各社を訪問し、企業の置かれている現状や今後の見通しについてヒアリング調査を実施している。これらの調査で得られた知見を踏まえ、引き続きより効果的な施策の構築に向けた検討を行っていく。 ②事業の再構築などについて 指摘事項を踏まえ、長期的な視点での小中学生を対象とした事業である「ジュニアプログラミングワールド」への補助は、令和7年度をもって終了とした。令和8年度は前年度から引き続き、就職を控えた学生を対象とする市内IT企業との接点創出を目的としたワークショップの開催など新卒採用支援の取組や、外国人雇用促進を目的とした国家戦略特区による規制改革制度の導入、IT人材採用にかかる補助制度の新設など、中途・即戦力人材の採用に向けた取組といった、IT人材の確保に向けた即効性がある事業を実施していく。また、「北海道デジタル人材育成推進協議会」等を通じた道内教育機関との連携も引き続き進めていく。 ③他部局との連携について 東京事務所と連携し、道外を対象とした人材確保に向けた合同イベントを実施した。また、産業振興部と連携し、人手不足業界の人材確保を目的とした業界を横断したイベントを開催した。今後も引き続き、関係部局と連携して効果的な取組を実現していく。	①市内IT企業各社を対象とした訪問調査や、分析・検証について随時実施。 ②、③事業再構築について実施済み。再構築事業や他部局との連携については、令和8年4月～令和9年3月の期間で、各種取組を順次実施。
6	都心における冬のアクティビティ創出費	経)観光・MICE推進部	アクティビティの創出自体は否定されるものではないものの、事業目的と実態が乖離している現状を鑑み、本事業におけるコンセプトや事業構築を再検討すること。なお、その際には、当取組を札幌市の固有コンテンツの一つとして昇華させ誘客を促進する観点から、開催時期や期間、開催場所等について、より政策的効果を高める方法を検討すること。 また、最終的に民間資金での自走化を図るため、必要来場者数のシミュレーションや費用対効果について検証するなど、自走化に向けた計画の策定も含め検討を進めること。	札幌市固有の観光コンテンツとしての確立を目指し、令和7年度は開催期間を雪まつりの会期より1週間長い15日間（1/28～2/11）に設定し、雪まつり期間に限らない都心の賑わい創出に取り組んだ。検証の結果、独自の観光コンテンツへと昇華させ、事業単体での自走化を目指すためには、さらなる会期のロングラン化やリンク規模の拡大といった、利用者数の増加と収入増を図るための大幅なレベルアップが不可欠であることが判明した。これを受け、レベルアップに要する多額の公費と期待される効果、これまでの開催実績を総合的に勘案した結果、現在の形態で本事業を継続することは困難と判断し、令和8年度は事業の大幅な見直しを進めている。	事業目的が冬期閑散期の賑わい創出であることから、来冬（R8.12月以降）の開催に向けて検討・調整中。

令和 6 年度外部評価指摘事項に係る改善・見直しの検討結果

資料 2 - 2

NO	評価対象事業	所管部	指摘事項	回答	
				対応状況及び今後の方針	スケジュール
7	健やかな道路緑化推進費	建)みどりの推進部	危険木の伐採など街路樹への取り組みは市民の生活・安全に密接に関係し、その取扱いを定める基本方針もまた重要なものであるところ、その改定を行う場合においてはその意義や妥当性について市民への説明責任を果たせるよう有用性の説明や透明性の確保に努めること。 また、基本方針に基づく取組の理解促進の観点において、市民へ適正に情報提供を行い、街路樹伐採や伐採木の利活用等の取組の意義・必要性について説明がなされた上で市民の理解のもと取組を進められるよう効果的な周知活動・広報の在り方を検討すること。	街路樹基本方針は、令和 6 年度に緑の審議会を経て、令和 7 年10月に改定いたしました。本改定では市民アンケートを取り入れ、現状の街路樹の課題や問題点を整理し、将来像や取組目標を設定するとともに、危険木や狭小幅員路線の街路樹伐採等についての意義、必要性についても示しております。改定後は市のHPで公開するとともに、市役所本庁や各区役所、各まちづくりセンター等に本方針を配架し、出来る限り広く市民に周知し理解を得られるよう努めております。	R6.7 アンケート実施 R6.11 みどりの審議会（第96回） R7.3 みどりの審議会（第97回） R7.10 方針改定（市長決裁） R7.12 HP掲載、市内各施設へ配架
8	空き家対策費	都)建築指導部	空家対策としては、居住している状態から危険空家となるまでの各段階それぞれに対して適切に施策を行う必要があるところ、既に発生している危険空家への対応は市民への安全に直結することから、引き続き適切に実施していくこと。 加えて、本来的にはより早い段階の施策に注力することにより、空家を発生させないということが重要であることから、市民窓口を所管する部署と連携し札幌市と当事者が接する機会を利用し空き家に関する情報提供・普及啓発を行う（例えば死亡届等の手続きの際に周知・啓発のリーフレットを配布するなど）、弁護士などの専門家との連携を強化し権利関係が複雑化する前の早期解決を促すなど、空き家の発生抑制に資する効果的な手法を検討すること。	既に発生している空き家への対応については、所有者調査や所有者への助言指導など随時実施した。 空き家の発生抑制の取組として、当事者意識を醸成するために、令和7年度には空き家啓発パンフレットの配架先の拡充を行った。具体的には、従前からの各区のお悔やみ窓口や広聴係、まちづくりセンター等に加えて、健康づくりセンターや社会福祉協議会、墓園管理事務所など今後当事者になる市民の目に触れる場所への配架を行った（141箇所→198箇所）。また、終活・相続に関するイベントの際にはパンフレットを配布した（令和7年度11回）。 加えて、令和7年度から財）税政部と連携して、固定資産所有者が亡くなったときに送る通知文に、空き家啓発チラシを同封することとした（年間約2万通）。 弁護士等との連携強化については、札幌弁護士会との協議の結果、令和8年度以降のパンフレットに同会の法律センターを相談先として掲載することで同意を得られた。 今後も危険空家の発生を抑制すべく、適切な啓発活動や空き家所有者への助言・指導を幅広く進めていく。	○空き家啓発パンフレット ・配架先の拡充（随時） ・終活イベント等での配布（随時） ・札幌弁護士会法律相談センターの掲載（R8年度から） ○空き家啓発チラシ ・固定資産所有者が亡くなった際の通知文に同封（随時）